

岡山県糖尿病の医療連携を担う医療機関等届出実施要領

1 目的

この要領は、平成 21 年 2 月に策定した岡山県保健医療計画（糖尿病の医療連携体制）に基づき、糖尿病の医療に関して、県民の適切な医療機関の選択や医療機関等が自主的・主体的に行う連携に向けた取組の促進に資するよう、県が総合管理治療、専門治療、慢性合併症治療、急性増悪時治療の経過に応じて各医療機関等がどのような医療機能を担っているのかなどの情報を把握し公表するため、医療機関等が県に対して行う届出の内容、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 医療機関等による届出

- (1) この要領に基づき届出を行う医療機関等は、病院及び診療所（この要領において「医療機関等」という。）とする。
- (2) 医療機関等は、自らの責任において、糖尿病に係る医療機能について、県に対し 4 に定める様式により届出を行うこととする。この場合において、県は、必要と認めるときは、医療機関等の管理者に対し届出の内容を確認し、又は訂正を依頼する。
- (3) 医療機関等の管理者は、毎年別途健康推進課長が定める日までに前年度に提供した治療実績等について報告することとする。

3 公表等

- (1) 県は、2(2)により届出のあった医療機関等が、医療機能調査票に記載されている『求められる機能と内容』の全ての条件を満たしていることを確認したときは、当該医療機関等の名称等を保健福祉部健康推進課のホームページに掲載して公表するとともに、当該医療機関等の医療機能が総合管理治療又は慢性合併症治療のうち歯周病である場合には、認定書を交付する。
- (2) (1)の認定の有効期間は、認定の日から 3 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。
- (3) 新規（更新）の届出については、原則として、届出のあった月の翌月の 5 日までに公表し、変更の届出及び辞退の届出については、速やかに、変更または削除する。
- (4) 2(3)の報告等により、医療機関等が医療機能調査票に記載されている『求められる機能と内容』の条件を満たさなくなったことが判明したときは、県は速やかに当該医療機関等の掲載を削除する。

4 届出の様式

- (1) 新規（更新）の届出
医療機関等は、新たに（改めて）届出を行うときは、次の様式により、届出を行うこととする。
ア 岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関届
イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式）
- (2) 変更の届出
医療機関等は、届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに、次の様式により、変更の届出を行うこととする。
ア 岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関変更届
イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式）
- (3) 辞退の届出
医療機関等は、辞退するときは、速やかに、次の様式により、辞退の届出を行うこととする。
岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関辞退届

5 電子情報処理組織を使用して行う手続の特例

- (1) 4(1)(2)(3)の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。
- (2) (1)により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年岡山県規則第 18 号）及び岡山県行政手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する取扱要領（平成 16 年 2 月 23 日制定）の規定を準用する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成 21 年 4 月 15 日までに行われた届出については、4 の後段の規定にかかわらず、5 月 7 日までに公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に届出を行っている、糖尿病に係る医療機能が慢性合併症治療のうち歯周病である医療機関等については、平成 27 年度に、医療機能調査票『求められる機能と内容』5 に記載する研修会を受講したものとみなす。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日までに新規の届出を行った、慢性合併症治療のうち歯周病医療機関等については、3(1)の規定に関わらず、認定書は交付しない。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。